

環境衛生班

1 避難所内の環境衛生に関し下記事項を担当する。

1. 衛生管理の知識の習得並びにその活用と啓発活動。
2. 避難所内の整理、整頓、清掃、清潔の維持に関するルールの作成と徹底。
3. 発電機並びに照明施設の設置と運用管理。
4. 冷暖房を含む空調の管理。
5. 仮設トイレの設置と運用管理。
6. ごみ集積所の設置と運用管理。
7. 入浴施設の設置と運用管理。
8. 生活用水の確保と運用管理。
9. 衛生管理用品の確保と運用管理。

2 平常時の活動

1. 保健所の協力を得て集団生活における感染症や食品衛生について衛生管理の知識を習得する。
2. 救護班とその知識の共有を図る。
3. 衛生管理について避難者用の啓蒙パンフ及び掲示用貼り紙を作成する。
4. 避難所内の区域ごとに整理・整頓・清掃・清潔の維持に関するルールをつくる。
5. 上記ルールを書いた張り紙を作成する。
6. 毎月、発電機並びにその資機材を始動・点検する。
7. 冷暖房等、季節を考慮した環境対策を下記の通りとする。
(未定 施設管理者と相談し検討する。)
8. 仮設トイレの設置と運用は次の通りとする。
 - ①原則を「凝固剤入りビニール袋への排泄による一般ごみ廃棄方式」とする。排泄者はビニール袋を密閉し、総務班の定める廃棄物置場に廃棄する。簡易便座設置場所は総務班の定める位置としレイアウトは下記のとおりとする。(未定 配置図を作成する。)
 - ②必要ある場合、例外的に従来型汚水貯留型簡易トイレを活用する。設置場所は総務班の定める位置とする。汚水の処理方法は次の通りとする。(未定 行政と検討する。)
 - ③上記簡易トイレの組立訓練を年2回行い、習熟を図る。
 - ④仮設トイレの利用方法排泄物の処理方法を明記した貼り紙を作成する。
9. ごみ集積所の設置は総務班の定める位置に設置することとし、廃棄方法は川崎市の定める分別・廃棄物収集ルールに準拠する。ルールを記した貼り紙を準備する。
10. 入浴施設とその運用計画は下記の通りとする。
(未定 設備の確保は行政と折衝する。利用優先順位等は検討する。)
11. 生活用水は「多摩17」(生田中学校前)及び「配2」(長沢配水池)給水拠点から

供給を受けることを前提とする。

12. 確保すべき衛生管理用品を下記とし、その確保を図る。

(未定 計画する。)

3 地震災害時の活動

1. 発電機とガソリン缶詰並びに照明機材を食糧物資班の管理する備蓄庫から払い出しを受け、総務班の定める位置に配置し稼働の準備ないし稼働する。
2. 整理・整頓・清掃清潔の維持に関するルールについて平常時に準備した貼り紙を避難所内の要所に掲示しその徹底を図る。
3. 仮設トイレ及び簡易便座の設置と利用を行う。
 - ①備蓄庫から仮設トイレと簡易便座、凝固剤入り袋の払い出しを受ける。
 - ②汚水貯留式仮設トイレ並びに簡易便座を総務班が定める位置にレイアウト図通りに設置し、避難者等の利用に供する。
 - ③平常時に準備した貼り紙にてトイレの利用ルールを利用者に徹底する。
 - ④貯留式簡易トイレの汚物処理は行政の采配にて行う。
4. ごみ集積所を総務班の定める位置に設置する。平常時に準備した利用ルールに関する貼り紙を掲示し、ルールを徹底する。
5. 入浴施設は機材の払い出しを受け、総務班の定めた位置に設置する。
救護班と調整し利用者の優先順位を決め避難者の利用に供する。
6. 生活用水は多摩17及び配2応急給水拠点から供給を受け確保する。

以上